

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………(同)…
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 保安林の指定解除予定(二件)……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 開発行為に関する工事完了(三件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…

### 告示

● 東京都告示第百二十七号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市中町二丁目五十三番一の一 令和四年一月二十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

### 東京都告示第百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置

法第四十二条 令和四年一月十九日  
 第二項の規定 による道路

(一) 次に掲げる地番の全幅員  
 東村山市恩多町三丁目四番三丁目四番三地先

(二) 次に掲げ

る地番の一

部

東村山市恩多町三丁目二

番三十二、三

番二十四、同

番三十七、四

番一から同番

三まで、同番

七、同番十及

び同番三十一

### 東京都告示第百二十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年二月七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

野村不動産株式会社

代表取締役社長 松尾 大作

新宿区西新宿一丁目二十六番二号

東急不動産株式会社

代表取締役社長 岡田 正志

渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号

住友商事株式会社

代表取締役 兵頭 誠之

千代田区大手町二丁目三番二号

ヒューリック株式会社

代表取締役社長 吉留 学

中央区日本橋大伝馬町七番三号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業

三 対象事業の内容の概略

高層建築物の設置

四 周知地域の範囲

対象事業は、中野区中野四丁目一番、八番に位置する約二・三ヘクタールの事業区域において、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場等を新設し、複合的な市街地を形成するものである。

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを

調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年二月七日から同月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

中野区環境部環境課

中野区中野四丁目八番一号

杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又はメール送付

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)  
イ 対象事業の名称  
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年二月二十八日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

●東京都告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和四年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除を予定する保安林の所在場所

二 調布市深大寺元町二丁目三〇番八(次の図に示す部分に限る。)

三 保安林として指定された目的

四 名所又は旧跡の風致の保存

五 解除の理由

六 参拝施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局

農林水産部及び調布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

令和四年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 解除を予定する保安林の所在場所  
八王子市裏高尾町一六二一番五
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

多摩市南野三丁目二番二十一、練馬区石神井町二丁目二番五十六から同番六十二ま 六番十一号

一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名  
調布市下石原三丁目四十七番 西東京市東伏見三丁目六番六及び同番六地先 十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名  
西東京市住吉町五丁目五百八 西東京市東伏見三丁目六番十七番一の一部及び二千三百 十九号  
六十一番二(第一工区)  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年二月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 JR町田駅ビル
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目一番十一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッパスほか四十七名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社シッパスほか四十八名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 資生堂ジャパン株式会社ほか五名
- 八 変更前の小売業者の住所 新宿区西新宿三丁目二番十一号(株式会社三松)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番五号(株式会社三松)ほか
- 十 変更前の小売業者 杉山 繁和(資生堂ジャパン株式

の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名

会社) ほか  
直川 紀夫 (資生堂ジャパン株式会社) ほか

十二 変更日

令和三年九月三日ほか

十三 届出日

令和四年一月二十日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年二月七日から同年六月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙の3割以上をリサイクルしています。